

クレジットカード 付帯保険のご案内

PLATINUM 会員用

- ・海外旅行傷害保険
- ・国内旅行傷害保険
- ・航空機遅延費用等補償特約
- ・ショッピングガード
- ・個人賠償責任保険
- ・海外メディカルヘルpline

株式会社オリエントコーポレーション

INDEX

■ 海外旅行傷害保険 P. 3
■ 国内旅行傷害保険 P. 8
・保険金の請求と支払いについて (海外旅行傷害保険/国内旅行傷害保険) P. 10
・保険金の請求に必要な書類 (海外旅行傷害保険/国内旅行傷害保険) P. 11
■ 航空機遅延費用等補償特約 P. 13
■ ショッピングガード P. 15
■ 個人賠償責任保険 P. 18
■ 海外メディカルヘルpline P. 19

■ 万一事故に遭われた場合のご連絡先(帰国後の連絡先)

幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
■ 海外旅行傷害保険 ※航空機遅延費用等 補償特約を含む	海外ホットライン 0120-08-1572 24時間365日受付
■ 国内旅行傷害保険 ※航空機遅延費用等 補償特約を含む	事故サポートセンター 0120-727-110 24時間365日受付
■ ショッピングガード	事故サポートセンター 0120-727-110 24時間365日受付
■ 個人賠償責任保険	事故サポートセンター 0120-727-110 24時間365日受付

※お電話の際には「オリコカード付帯保険」とお伝えください。

■ 万ケガや病気に遭われた場合のご連絡先(海外旅行中)

運営会社 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	
■ 海外メディカルヘルpline	P.21の連絡先を ご確認ください

※海外メディカルヘルplineのサービスは、家族特約対象者は含まれません。

■ PLATINUM付帯サービス全般についてのお問合せ先

■ オリコプラチナデスク	0120-754-021 受付時間／9:30～17:30
--------------	--

※電話番号はおかげ間違いないように、いま一度お確かめのうえご利用ください。

本書はOrico Card THE PLATINUMに付帯されている各種損害保険およびサービスについてその概要をご説明させていただきます。ご一読のうえ、保管されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えてご携帯願います。

◆被保険者：Orico Card THE PLATINUM 会員(家族会員を含む)

※海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険、航空機遅延費用等補償特約は、「家族特約」対象者を含みます。

「家族特約」対象者とは

会員(家族会員を除く)と生計を共にする親族をいいます。

※家族特約における親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいい、配偶者のみの親族(本人と養子縁組していない別居の未婚の子や、内縁の配偶者の同居の未婚の子)を含みます。なお、同居のご家族であっても、お勤めをされている方などの場合は家族特約の対象とならない場合がございます。

保険金額一覧

保険内容の詳細については、次頁以降をご確認ください。

海外旅行傷害保険(自動付帯、一部利用付帯)

		会員	家族特約対象者
傷害	死亡・後遺障害	最高 1億円 ※	最高 2,000万円
	治療費用	300万円 限度	200万円 限度
疾病	治療費用	300万円 限度	200万円 限度
	携行品損害	100万円 限度 (免責金額1事故3,000円)	100万円 限度 (免責金額1事故3,000円)
	賠償責任	3,000万円 限度	1,000万円 限度
	救援者費用 等	300万円 限度	200万円 限度

※旅行代金をオリコが海外旅行傷害保険を付帯して発行する被保険者自身のOrico Card THE PLATINUMで支払った場合に限ります。対象カードでの支払いがない場合には、最高補償金額は5,000万円となります。

国内旅行傷害保険(利用付帯)

		会員	家族特約対象者
傷害	死亡・後遺障害	最高 1億円	最高 2,000万円
	入院	日額5,000円	日額3,000円
	通院	日額3,000円	日額1,500円
	手術(一時金)	入院中：入院保険金日額の10倍 上記以外：入院保険金日額の5倍	

※事故日から8日目以降も入院、通院している場合は、1日目にさかのぼりお支払いします。

航空機遅延費用等補償特約

(海外旅行傷害保険/自動付帯・国内旅行傷害保険/利用付帯)

		会員	家族特約対象者
乗継遅延費用	3万円 限度	3万円 限度	
出航遅延・欠航・ 搭乗不能費用	3万円 限度	3万円 限度	
受託手荷物遅延	3万円 限度	3万円 限度	
受託手荷物紛失	10万円 限度	10万円 限度	

ショッピングガード

		会員	家族特約対象者
支払限度額	300万円 限度 (免責金額1事故10,000円)	-	-

個人賠償責任保険

		会員	家族特約対象者
支払限度額	100万円 限度 (免責金額1事故10,000円)	-	-

クレジットカード付帯保険のご案内

海外旅行傷害保険

1.海外旅行傷害保険とは 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード会員(家族会員を含む)が海外旅行中にケガをしたり、病気につかって払った治療費・入院費用や、携行品が盗難に遭った場合の損害などを補償いたします。

*保険の補償内容は、引受保険会社の海外旅行傷害保険普通保険約款、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約、クレジットカード用海外旅行傷害保険被保険者の範囲に関する特約、クレジットカード用海外旅行傷害保険支払責任の拡大に関する特約、感染症追加補償特約、戦争危険等免責に関する一部修正特約、家族特約(クレジットカード用海外旅行傷害保険用)および共同保険に関する特約に基づきます。

2.被保険者 海外旅行傷害保険を付帯するOrico Card THE PLATINUM(以下「カード」という)の会員資格を有する方、およびその家族特約対象者

3.責任期間 (1)被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日の前日午前0時から日本入国日の翌日午後12時までの旅行期間中とします。ただし、原則として1旅行につき最長90日となり、この期間を経過した時点で旅行が継続している場合には、責任期間は90日目の午後12時で終了します。(2)ただし、被保険者の旅行の終了が90日目の午後12時に予定されているにもかかわらず、次の事由により旅行が責任期間内に終了しなかった場合には、責任期間の終期は引受保険会社が妥当と認める時間で、かつ72時間の限度として延長されるものとします。①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関(以下「交通機関」という)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休 ②交通機関の搭乗予約受付業務の瑕疵による搭乗不能 ③被保険者が医師の治療を受けたこと (3)その他、被保険者の旅行の終了が90日目の午後12時に予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ引受保険会社が妥当と認める時間で、責任期間の終期は延長されるものとします。①被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法支配または公権力による拘束 ②被保険者に対する公権力による拘束 ③被保険者が誘拐されたこと (4)被保険者が上記旅行期間中にカード会員資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として前(1)(2)(3)を適用し保険金を支払います。

*責任期間は、オリコでの会員登録日の翌日以降にご出発の海外旅行より適用されます。会員登録日はカード送付時の台紙に記載しております。

4.補償の内容および保険金額(自動付帯、一部利用付帯)

補償の内容		会員	家族特約対象者 ※2
傷害	死亡・後遺障害	最高 1億円 ※1	最高 2,000万円
	治療費用	300万円 限度	200万円 限度
疾病	治療費用	300万円 限度	200万円 限度
携行品損害	100万円 限度 (免責金額1事故3,000円)	100万円 限度 (免責金額1事故3,000円)	
賠償責任	3,000万円 限度	1,000万円 限度	
救援者費用等	300万円 限度	200万円 限度	

*1 旅行代金をオリコが海外旅行傷害保険を付帯して発行する被保険者自身のカードで支払った場合に限ります。対象カードでの支払いがない場合に、最高補償額は5,000万円となります。

*2 「家族特約」に本人会員と同行することという条件はありません。

5.保険の内容 死亡・後遺障害

主にお支 けられ る場合 に支 払 いす る	被保険者が責任期間中に偶然な事故により被った傷害を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合。
保すお ける支 金 支 払 い	(1)死亡の場合、保険金額の100% (2)後遺障害の場合、保険金額の3%~100%。ただし、1年(毎年6月1日前回の時から1年間)ごとに保険金額の範囲内とする。 (例)両目失明:100% 片腕または片足切断:60% 手の親指切断:20%

傷害治療費用・疾病治療費用

主にお支 けられ る場合 に支 払 いす る	傷害治療費用 被保険者が責任期間中の偶然な事故によるケガを直接の原因として医師の治療を受けたとき。 疾病治療費用 (1)次に掲げる疾病(妊娠、出産、早産および流産を除く。以下同様)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間以内に医師の治療を開始した場合。 ①責任期間中に発病した疾病 ②責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発生した疾病 (2)責任期間中に感染した次に掲げる感染症を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合。
--	---

主にお支 けられ る場合 に支 払 いす る	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頸口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブトスピラ症
--	--

保 険 金 を お 支 払 い す る	傷害治療費用の場合は1事故につき、疾病治療費用の場合は1疾病につき保険金の範囲内で次の費用。ただし、傷害の場合は事故の日からその日を含めて180日以内、疾病的場合は医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、引受保険会社が妥当と認めた次の金額。 ①被保険者が医師の治療を受けるために、現実に支出した次の金額 ①医師の治療・処置費、および手術費 ②医師の処置や処方による薬剤費、および医療器具の使用料 ③X線検査や諸検査費、および手術室費 ④病院、および診療所の入院費 ⑤職業看護師費や、医師の判断により、付添いが必要と認められた場合の付添者の費用 ⑥入院による治療を要する場合で、病院が遠隔地にあるなど、やむをえない事情によってホテル等の宿泊施設(居住施設は除く)内で資格を保有する医師の治療を受けた場合の客室料。入院治療は要しない場合で医師の指示によりホテルで静養するときを含みます。⑦救急措置として、被保険者を病院等に移送するための緊急移送費 ⑧入院中の病院等に専門の医師がいない、あるいは治療が困難などの理由によって、他の病院等に移転する場合の移転費用。治療のため医師や看護師が付添う場合には、その費用も含みます。ただし、移転先が日本国内の場合には、被保険者本人が本来必要とする帰国費用は控除します。⑨治療のために必要な通訳雇入費 ⑩入院、または通院のための交通費 ⑪義手および義足の修理費。なお、義歯治療は治療費用保険金の対象にはなりません。⑫被保険者の入院により必要となつた次の費用のうち、被保険者が現実に支出した次の金額。ただし、傷害の場合は1事故あるいは1疾病(合併症および続発性を含む)について、20万円を限度とします。①国際電話などの通信費 ②入院に必要な身の回り品の購入費。ただし、5万円を限度とします。(3)治療による入院により必要となつた当初の旅行行程への復帰費用および帰國費用のうち、被保険者が現実に支払いした金額。ただし、旅行行程からの離脱により、被保険者が負担を免れる金額は控除します。
--	---

携行品損害

主保 险金を お支 払いす る	<p>被保険者が所有かつ旅行中に携行する身の回り品が責任期間中に偶然な事故により、盗まれたり壊れたりした場合。ただし、これらの身の回り品が居住施設内にある間は、保険の目的に含まれません。また、次に掲げる物は保険の目的に含まれません。(1)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除く)、宿泊券、観光券および旅行券(以下「乗車券等」という)についてはこの限りではありません。(2)預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含む)、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、旅券についてはこの限りではありません。(3)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物。(4)船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品。(5)被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具(6)義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物。(7)動物および植物(8)その他保険証券記載の物</p>
保 險金を お支 払いす る	<p>1年(会員登録日の翌日午前0時から1年間)ごとに保険金額の範囲内で、1事故につき損害額から免責金額3,000円を差し引いた額。保険の目的の1個・1組または1対につき10万円を携行品損害保険金額の支払いの限度とします。また、パスポートおよび乗車券等はそれぞれ5万円を支払いの限度とします。</p> <p>※査証(ビザ)および日本においてのパスポート再取得費用は携行品損害保険金の対象にはなりません。</p> <p>※携行品の損害額はその損害が生じた地および時ににおける保険の目的の価値によって定めます。なお、保険の目的の損傷を修繕しうる場合については、その修繕費を損害額とし、価格の下落(格落損)は損害額に含めません。</p>

賠償責任

主お 保険 支払 場合 いを する	<p>被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が生じた場合。</p>
保 存する お支 払い	<p>1回の事故につき保険金の範囲内で次の費用。(1)法律上支払わなければならぬ損害賠償金 (2)損害防止軽減に要した費用 (3)緊急費用 (4)訴訟費用 など</p>

救援者費用等

主保 险金を お支 払いす る	<p>被保険者が責任期間中に次に該当した場合。(1)被保険者の搭乗する航空機・船舶が、行方不明、または遭難した場合。(2)突発的な事故により、被保険者の生死が確認できない状態になり緊急な捜索・救援活動をする状態になったことが警察や公的機関によって確認された場合。(3)被保険者が突発的な事故によって身体に傷害を被り、それが直接の原因となって事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または継続して7日以上入院した場合。(医師が認めたうえでの病院・診療所の移転は、移転の際に要した期間も、入院期間とみなします)(4)疾病(妊娠・出産・早産および流産、歯科疾病を除く。以下同様)または妊娠・出産・早産および流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合。(5)責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、次の状態になった場合。(①責任期間が終了した日から、その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、その後も継続して治療を受けた場合に限ります)②継続して7日以上入院した場合(ただし、責任期間中に医師の治療を開始した疾病に限ります)</p>
-----------------------------	---

救援者費用等(続き)

お 支 払 いす る	<p>1年(会員登録日の翌日午前0時から1年間)ごとに保険金額の範囲内での費用。ただし、会員の生死不明の場合は、会員の生死が判明した後、または捜索活動が終了した後に現地に赴く救援者の費用は除きます。(1)捜索救助費用 被保険者が遭難した場合の捜索・救助、または移送の際に要する費用のうち、実際に活動を行った者からの請求に基づいて支払う費用をいいます。(2)航空運賃等交通費 被保険者の捜索・看護または事故処理を目的として、現地(事故発生地や被保険者の収容地)へ赴く救援者(被保険者の親族またはその代理人)の船舶・航空機等の往復運賃をいい、3名分を限度とします。(3)ホテル等客室料 現地および現地到着までのホテル客室料をいい、救援者3名分までとし、さらに1名につき14日分を限度とします。(4)移送費用 死亡した被保険者の遺体、または治療継続中の被保険者を現地から日本の自宅または病院・診療所へ移送するために要した費用をいい、被保険者に付き添った医師・看護師の護送費も含まれます。ただし、これにより支出を免れる被保険者の帰国のために費用は除きます。(5)遺体処理費用 死亡した被保険者の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。(6)諸雑費 救援者の渡航手数料、および救援者・被保険者が現地で支出した交通費・国際電話料等の通信費をいい、20万円を限度とします。</p>
------------------------	---

6.保険をお支払いできない主な場合 (1)次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害、損害、またはこれらに該当したことにより発生した費用については、海外旅行傷害保険に定める各保険金を支払いません。①被保険者の故意 ②保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、救援者費用等保険において、被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この限りではありません。なお、賠償責任保険および携行品損害保険には、この規定を適用しません。④被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいう)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、救援者費用等保険において、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に、前「5.保険の内容」に規定する「保険金をお支払いする主な場合」に該当した場合は、この限りではありません。また、疾病治療費用保険および賠償責任保険には、この規定を適用しません。⑤被保険者に対する罰の執行。なお、賠償責任保険および携行品損害保険には、この規定を適用しません。⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう)ただし、テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連動するものが当該主義・主張に関する行う暴力的行動をいう)を除きます。⑦核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑧前⑥⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑨前⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの (2)以下に掲げる場合については、海外旅行傷害保険に定める各保険金を支払いません。 傷害(死亡・後遺障害・治療費用)保険金 次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害 ①被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ②被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。 傷害(死亡・後遺障害・治療費用)保険金 次に掲げる事由のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ③被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含む)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいう)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間にについ

ては、この限りではありません。④航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問わない)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く)を被保険者が操縦している間 ⑤被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間 疾病治療費用保険金 次に掲げる疾病的治療費用 ①この海外旅行保険の傷害(死亡・後遺障害・治療費用)保険金を支払うべき傷害に起因する疾病 ②妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ③歯科疾病 ④被保険者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)を行っている間に発病した高山病 賠償責任保険金 次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任 ④被保険者の雇用する従業員が、その業務從事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者の家事使用人は、この限りではありません。⑤被保険者と第三者との間に存在する損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ⑥被保険者の同居親族(旅行のために一時的に別居する親族を含む)および旅行行程と同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦被保険者が他人から預かっている物に関する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この限りではありません。イ. ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセーフティボックスのキーおよびルームキーを含む)に与えた損害 □. 住宅等の居住施設内の部屋(部屋内の動産を含む)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。ハ. 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑩航空機、船舶(人力で動かすもの、ヨットおよび水上オートバイを除く)、車両(人力で動かすもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除く)、銃器(空気銃を除く)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 携行品損害保険金 次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害 ①差押え、徵發、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。②保険の目的の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつ瑕疵を除きます。③保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等 ④保険の目的の擦傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害 ⑤保険の目的である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的に生じた損害については、この限りではありません。⑥保険の目的の置き忘れまたは紛失 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電気の事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。

7.別表 海外旅行傷害保険に定める運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

国内旅行傷害保険

1.国内旅行傷害保険とは 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード会員(家族会員を含む)が国内旅行中に事故に遭い、死亡またはケガをした場合に補償いたします。

*保険の補償内容は、引受け保険会社の傷害保険普通保険約款、クレジットカード用国内旅行傷害保険特約、戦争危険等免責に関する一部修正特約、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、家族特約(クレジットカード用国内旅行傷害保険用)および共同保険に関する特約に基づきます。

2.被保険者 国内旅行傷害保険を付帯するOrico Card THE PLATINUM(以下「カード」という)の会員資格を有する方、およびその家族特約対象者

3.責任期間 被保険者の国内旅行中、ただし、その旅行代金を、オリコが国内旅行傷害保険を付帯して発行する被保険者自身のカードで支払った以下の場合に限ります。(1)被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗している間(搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間を含む)。ただし、次に掲げるいずれかの場合に限ります。
①被保険者が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、被保険者がその料金をカードにより支払った場合 ②被保険者がカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金をカードにより支払った場合 (2)被保険者が次に掲げる旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊客として滞在している間。ただし、補償の対象となる傷害は、火災または破裂・爆発によって被った傷害に限ります。①被保険者が、カード加盟店で、ノーカーボンシステムを利用して予約を行った宿泊施設 ②被保険者が、カード加盟店で、ノーカーボンシステムによらず予約を行い、かつ、被保険者が当該宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をカードにより支払った宿泊施設 ③被保険者が、カード会社を通じて、ノーカーボンシステムによらず予約を行い、かつ、その料金をカードにより支払った宿泊施設 (3)被保険者がその料金をカードにより支払った、宿泊をともなう募集型企画旅行に参加している間。ただし、募集型企画旅行に参加するための被保険者個人による個別の旅行行程および被保険者が募集型企画旅行の日程から離脱している期間はこれに含まれません。(4)被保険者がこれらのカードによる支払い手続きを行った後にカード会員資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として前(1)(2)(3)を適用し保険金を支払います。(5)前(1)および前(3)においては、被保険者が搭乗している国内線飛行機または国内便船舶が、被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において被保険者が被った傷害に対しても国内旅行傷害保険が適用されます。

*責任期間は、オリコでの会員登録日の翌日以降にご出発の国内旅行より適用されます。会員登録日はカード送付時の台紙に記載してあります。

*ノーカーボンシステムとは、カード会社またはカード加盟店である旅行業者(旅行業者代理業者を含む)に対して、カード会員がカードにより宿泊施設の料金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

*公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいい、タクシー、ハイヤー、レンタカー、社用車等はこれに含まれません。

*募集型企画旅行とは、平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するものをいいます。

4.補償の内容および保険金額

	補償の内容	会員	家族特約対象者 ※2
傷害	死亡・後遺障害	最高 1 億円	最高 2,000 万円
	入院 ※1	日額5,000円	日額3,000円
	通院 ※1	日額3,000円	日額1,500円
	手術(一時金) ※1	入院中: 入院保険金日額の10倍 上記以外: 入院保険金日額の5倍	

※1 事故日から8日目以降も入院・通院している場合、1日にさかのぼりお支払いします。

※2 「家族特約」に本人会員と同行することという条件はありません。

5.保険の内容

主にお保険支払金を扱うする	被保険者が責任期間中に偶然な事故により被った傷害を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡、後遺障害が生じた場合、また入院、通院、手術をした場合。
保すお保險の支払い	(1)死亡の場合、保険金額の100% (2)後遺障害の場合、保険金額の3%～100%。ただし、1年(毎年6月1日前午前0時から1年間)ごとに保険金額の範囲内とする。 (例)両目失明:100% 片腕または片足切断:60% 手の親指切断:20% (3)入院の場合、入院保険金日額×入院した日数(事故の発生の日から180日以内) (4)通院の場合、通院保険金日額×通院した日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (5)手術の場合、入院中:入院保険金日額の10倍 上記以外:入院保険金日額の5倍 ※入院・通院については、事故日から8日目以降も入通院している場合、1日目からお支払いいたします。

6.保険金をお支払いできない主な場合 (1)次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、国内旅行傷害保険金をお支払いしません。①被保険者の故意②保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者が現地の法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう)ただし、テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教、思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をい)を除きます。⑩核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑪前⑧⑨⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらにもなる秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑫前⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑬原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの (2)次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ①被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間 ②被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含む)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をい)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。③航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問わない)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く)を被保険者が操縦している間 (3)クレジットカード用海外旅行傷害保険特約に規定する保険金が支払われるべき傷害に対しては、国内旅行傷害保険金をお支払いしません。

7.別表 国内旅行傷害保険に定める運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

保険金の請求と支払いについて

(海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険)

1.保険金の請求について (1)補償の対象となる損害が発生したら、事故発生日から30日以内に損害保険ジャパン日本興亜株式会社へお電話にてご連絡ください。ただし、保険金のご請求は被保険者本人または保険金受取人に限ります。また事故発生日から30日以内にご通知のない場合は、お支払いできないことがありますのでご注意ください。(2)後日、保険金請求書を送付いたしますので、(5)に掲げる保険金請求書類を添付のうえご返送ください。(3)次に掲げる場合については、保険金を支払いません。
①保険金搾取目的の保険金請求または保険金請求詐欺 ②被保険者または保険金受取人が、保険会社の求める書類を提出しなかったとき ③被保険者または保険金受取人が、保険金請求書類に既知の事実を記載しなかったときや不実の記載をしたとき ④被保険者または保険金受取人が、保険会社が必要として求める被保険者の身体診察、死体検査、その他調査等の申し出を、正当な理由なく拒否したとき (4)保険会社により事故受付が行われた時点で、被保険者の保険契約や保険金請求に関する事項は、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、一般社団法人日本損害保険協会および他の損害保険会社等へ提供・登録されます。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考となります。(5)保険金請求に必要な書類は別表のとおりです。

2.他保険金との最高限度額・按分規定 被保険者がそれぞれの傷害保険を付帯するカードを複数枚所持していても、適用される保険はいずれか一枚分となります。また被保険者に他の同種の保険契約がある場合の保険金支払いについては、以下の通りとなります。(1)海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金)および国内旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金、入院・通院・手術保険金)は、被保険者が、同種の保険契約を付帯する他社発行のクレジットカードを所有されている場合、お手持ちのカードのうち最高額を上限として、按分による支払いとなります。(2)海外旅行傷害保険(傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金・救援者費用等保険金)は、被保険者が、同種の保険契約を付帯する他社発行のクレジットカードを所有されている場合、または同種の任意保険に入加入されている場合、費用の額は按分による支払いとなります。(3)海外旅行傷害保険(携行品損害保険金・賠償責任保険金)は、疾病治療費用保険・救援者費用等保険と同様に算出します。ただし、前(2)における「費用の額」は「損害の額」と読み替えます。なお、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、費用の額からそのうちもつとも低い免責金額を差し引いたうえで按分します。

3.代位 保険会社が保険金を支払ったときには、保険会社は支払った金額を限度として、かつて被保険者の権利を害さない範囲内で、代位求償権を取得します。被保険者は保険会社が取得するこの権利の保全および行使ならびにそのために保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

4.共同保険 この保険契約は損害保険会社4社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。損害保険ジャパン日本興亜株式会社は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。

5.訴訟の提起 この海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険の保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

6.準拠法 この補償を提供する保険契約の約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

7.別表 保険金の請求に必要な書類

(1)海外旅行傷害保険

提出書類	海外旅行傷害保険							
	傷害			疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用等
	死亡	後遺障害	治療費用		対人	対物		
保険金請求書(*)	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポートのコピー	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書(*)	○							
事故証明書(*)	●	●	●		●	●	●	●
戸籍謄本(*)	○							
死亡診断書 または死体検案書(*)	●							
医師の診断書(*)		○	●	●				
治療費用明細書 および領収書(*)			●	●				
示談書(*)					●	●		
第三者の損害を証明 する書類(*)				○	○			
損害物の修理見積書 (*)					○	○		
損害証明書および写真 場合により破損対象物(*)					○	○		
購入時の価格・購入先 を示す書類(*)					○	○		
救援者費用の明細書 および領収書(*)							●	
遭難発生および捜索 活動証明書類							●	
海外旅行行程中の 死亡証明書							●	
7日以上の入院証明書							●	
カードご利用控 (カードの利用を証明する書類)	○	○						
その他必要と認めら れる書類	○	○	○	○	○	○	○	○

※(*)のある書類は原則として本紙が必要です。コピーしたものでは認められません。
※●は現地(海外)でとりつける必要のある書類です。

※パスポートは番号・氏名記載ページ、日本出入国スタンプ押印ページのコピー。

※事故証明書は公の機関発行のもの。やむをえない場合第三者発行のもの。

※後遺障害の診断書は、日本の医師が発行したものが必要となります。

※その他必要と認められる書類は、必要に応じ保険会社よりご連絡させていただきます。

※携行品としてスーツケース、カメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコンを損傷さ
れた場合「携行品キャッシュレス・リペアサービス」をご案内する場合があります。「携
行品キャッシュレス・リペアサービス」は、ご旅行中の事故で破損したお客様のス
ーツケース、カメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコンの修理に際し、引取りから修
理、納品までを損害保険ジャパン日本興亜株式会社指定の修理会社で行うサービス
です。修理代金は損害保険ジャパン日本興亜株式会社から直接保険金として指定
修理会社へお支払いしますので、お客様に修理代金を立て替えていただく必要はあり
ません。ただし、修理が可能な場合であっても、修理代金が限度額(1点あたり10万円)
を超過する場合は、超過部分はお客様の自己負担となります。

(2)国内旅行傷害保険

提出書類	国内旅行傷害保険				
	傷害				
	死亡	後遺障害	入院	通院	手術
保険金請求書	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○	○
事故証明書	○	○	○	○	○
戸籍謄本	○				
死亡診断書または死体検案書	○				
医師の診断書		○	○	○	○
カードご利用控 (カードの利用を証明する書類)	○	○	○	○	○
入院または通院日数を記載した 病院または診療所の証明書類			○	○	
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○

※事故証明書は公の機関発行のもの。やむをえない場合第三者発行のもの。

※その他必要と認められる書類は、必要に応じ保険会社よりご連絡させていただきます。

航空機遅延費用等補償特約

(海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険)

1.航空機遅延費用等補償特約とは 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカードの会員(家族会員を含む)が4時間を超える航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能が生じた場合の宿泊費、食事代、または航空機が到着してから、6時間以内に受託手荷物が運搬されなかった場合にクレジットカード会員が負担した衣類・生活必需品の購入費を補償いたします。

※保険の補償内容は、引受け保険会社の航空機遅延費用等補償特約に基づきます。

2.被保険者 海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険の航空機遅延費用等補償特約を付帯するOrico Card THE PLATINUM(以下「カード」という)の会員資格を有する方、およびその家族特約対象者

3.責任期間 海外旅行傷害保険 (1)被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日の前日午前0時から日本入国情の翌日午後12時までの旅行期間中とします。ただし、原則として1旅行につき最長90日間となり、この期間を経過した時点で旅行が継続している場合には、責任期間は90日目の午後12時で終了します。(2)被保険者が上記旅行期間中にカード会員資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として上記を適用し保険金をお支払いします。

国内旅行傷害 被保険者の国内旅行中。ただし、その旅行代金を、カードで支払った以下の場合に限ります。(1)被保険者が公共交通乗用具に乘客として搭乗している間。(2)被保険者がその代金をカードにより支払った、宿泊とともに募集型企画旅行に参加している間。ただし、募集型企画旅行に参加するための被保険者個人による個別の旅行行程および被保険者が募集型企画旅行の日程から離脱している期間はこれに含まれません。(3)被保険者が上記旅行期間中にカード会員資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として上記を適用し保険金をお支払いします。

※責任期間はオリコでの会員登録日の翌日以降にご出発の海外旅行より適用されます。会員登録日はカード送付時の台紙に記載しております。

※海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険の詳細は、本紙をご確認ください。

4.補償の内容および保険金額

補償の内容	保険金額
乗継遅延費用	3万円
出航遅延、欠航、搭乗不能費用	3万円
受託手荷物遅延	3万円
受託手荷物紛失	10万円

5.保険の内容

補償の内容	保険金をお支払いする場合
乗継遅延費用	到着機の遅延によって、出発機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から4時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合に、他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担する「宿泊施設の客室料」、「食事代」を保険金額を限度にお支払いします。
出航遅延、欠航 搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休または搭乗不能が生じ、出発予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が負担する「食事代」を保険金額を限度にお支払いします。
受託手荷物遅延	航空機が目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかったために、被保険者が目的地において負担した、「衣類購入費(下着、寝間着等)」「生活必需品購入費(洗面用具、かみそり、くし等)」を保険金額を限度にお支払いします。

5.保険の内容(続き)

補償の内容	保険金をお支払いする場合
受託手荷物紛失	航空機が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかった場合、その受託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が目的地において負担した、「衣類購入費(下着、寝間着等)」「生活必需品購入費(洗面用具、かみそり、くし等)」を保険金額を限度にお支払いします。

6.保険金をお支払いできない場合 次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、各保険金をお支払いしません。
 ①被保険者あるいは保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これららの類似の事変または暴動
 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑤②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染

7.保険金の請求について (1)補償の対象となる損害が発生した場合、事故発生日から30日以内に損害保険ジャパン日本興亜株式会社へお電話にてご連絡ください。ただし、保険金のご請求は被保険者本人または保険金受取人に限ります。また、事故発生日から30日以内にご通知のない場合は、お支払いできないことがありますのでご注意ください。(2)事故受付後、保険金請求書一式を送付いたします。保険金請求書一式と同時に必要となる書類をご案内いたしますので、ご手配のうえご返送ください。(3)被保険者がそれぞれの航空機遅延費用等補償特約を付帯するカードを複数枚所持していても、適用される保険はいずれか一枚分となります。

8.準拠法および訴訟の提起 この補償を提供する保険契約の約款に規定のない事項については、日本国法によります。また、保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

ショッピングガード

1.ショッピングガードの補償内容 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード会員(家族会員を含む)がカードを利用して購入した商品が、購入した日より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により被った損害を補償いたします。

※保険の補償内容は、引受保険会社の動産総合保険普通保険約款、および付帯される特約の規定に基づきます。

2.被保険者 ショッピングガードを付帯するクレジットカード(以下「カード」という)の会員資格を有する方

3.責任期間 被保険者がカードを利用して商品を購入した日(配送等による場合は商品到着日)より90日間

4.保険金額と支払限度額 (1)保険金額を限度として、カードご利用控あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額)から免責金額を控除した金額を損害保険金としてお支払いします。ただし、以下の支払限度額を限度とします。

保険金額	カードによる商品の購入金額
支払限度額	300万円
免責金額	10,000円

※支払限度額は、1事故および1年間(※毎年8月15日午後4時から翌年の8月15日の午後4時まで)に発生した事故に対する損害保険金の限度額です。

※免責金額は、1回の事故についての損害額のうち1個または1組について10,000円となります。ただし、火災による損害については、免責を適用しません。

※商品の代金の一部をカードで支払われた場合の保険金額は、その商品の代金の金額に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。

(2)(1)の損害保険金を支払う場合において、保険の目的の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が発生した場合、(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度として残存物取片づけ費用保険金を支払います。なお残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを支払います。

※この保険は商品についての他の保険契約等で補償されない部分を補償することを目的としています。したがって保険の目的となる商品に事故が発生した時点で、保険金請求が可能な他の保険契約等がある場合、まず他の保険にご請求ください。その保険による補償が不足する場合や支払えない場合には、保険金支払いの対象となります。

※保険金のお支払いは、カードご利用代金のご返済後となります。

5.保険の目的となる主な商品 被保険者が、オリコがショッピングガードを付帯して発行する被保険者自身のクレジットカードで購入した商品。ただし、次に掲げるものは補償の対象となりません。(1)船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含む)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含む)、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジコンドローン模型およびこれらの付属品(2)移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサーなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品(3)義歯、義肢、コントакレンズその他これらに準ずるもの(4)動物および植物(5)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(6)現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除く)、宿泊券、観光券、および旅行券をいう)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット(7)不動産および不動産に準ずる物件(8)会員が従事する職業上の商品となるもの(9)食料品など

6.保険金をお支払いできない主な場合 次に掲げる損害については、保険金を支払いません。(1)被保険者(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう)の故意もしくは重大な過失(2)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取る場合においては、その者(被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう)の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。(3)被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または保険の目的を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。(4)保険の目的の自然の消耗または劣化(保険の目的が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転にともなう摩減、消耗、劣化または

ボイラスケールを含む)もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い(5)保険の目的の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。(6)差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置については除きます。(7)保険の目的の加工(保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付等の作業を除く)着手後の事故(8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう)。(9)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(10)核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含む)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故(11)保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災(焦げ損傷については、この条の規定を適用する)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。(12)偶然な外來の事故に直接起因しない保険の目的の電気的または機械的事故。ただし、これらの事故によって火災(焦げ損傷については、この条の規定を適用する)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。(13)詐欺または横領(14)保険の目的の置き忘れたまでは紛失(15)台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災(16)保険の目的に生じた汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、保険の目的の機能に直接関係のない損傷(17)保険契約者、被保険者(被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう)または保険金受取人の法定代理人、同居の親族または使用人が単独もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって保険の目的に生じた損害(18)管球類に単独に生じた損害(19)商品運送中(運送途上の一時保管を含む)に生じた破損またはまがいへこみによる損害。ただし火災、爆発、輸送用具の脱線、転覆、墜落、他物(水上においては水を除き、陸上においては軌道または路面を除く)との衝突、沈没、座礁、座州によって生じたものについては除きます。(20)美術品、宝石・貴金属等に損傷が生じたことによる商品の格落損害(21)自動販売機、コンピューター機、両替機の機械等に生じた保険の目的の機能に影響のない外形上の損傷。またはこれら機械等の故障・変調・乱調により生じた商品や現金の損害(22)商品・現金・有価証券等の勘定違いあるいは検品時の数量不足により生じた損害(23)保管場所の営業時間外において、耐火固定式金庫に施錠保管していない宝石・貴金属等に生じた、盗難による損害(24)直接であると間接であるとを問わずテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連絡するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいう)によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失、費用もしくは傷害(25)情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータをいう)のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用など

7.保険金の請求について (1)補償の対象となる損害が発生したら、事故発生日から30日以内に保険会社へお電話にてご連絡ください。ただし、保険金のご請求は被保険者本人または保険金受取人に限ります。また事故発生日から30日以内にご通知のない場合は、お支払いできませんことがありますのでご注意ください。(2)後日、保険金請求書を送付いたしますので「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。(3)次に掲げる場合については、保険金を支払いません。①保険金控取目的の保険金請求または保険金請求詐欺②被保険者または保険金受取人が、保険会社の求める書類を提出しなかったとき③被保険者または保険金受取人が、保険金請求書類に既知の事実を記載しなかったときや不実の記載をしたとき④被保険者または保険金受取人が、保険会社が必要として求める保険の目的に関する調査等の申し出を、正当な理由なく拒否したとき(4)保険金請求に必要な書類は別表のとおりです。なお、保険会社はカードご利用代金のご返済後、被保険者が保険会社の求める書類を提出した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な書類の確認を終え、保険金を支払います。

8.代位 (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得了した場合において、保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は保険会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。①保険会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額。②①以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損

害の額を差し引いた額。(2)(1)(2)の場合において、保険会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ有する債権は、保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。(3)保険契約者および被保険者は、保険会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、保険会社に協力するために必要な費用は、保険会社の負担とします。

9.共同保険 この保険契約は損害保険会社4社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。損害保険ジャパン日本興亜株式会社は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。

10.準拠法 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

11.別表 保険金の請求に必要な書類(ショッピングガード)

必要書類	保険の種類	損害事故	盗難事故	火災事故	その他の事故
保険金請求書		○	○	○	○
商品を購入したクレジットカードのコピー(表裏)		○	○	○	○
カードご利用控 (カードの利用を証明する書類)(*)		○	○	○	○
罹災証明および盗難届出証明書(*)			○	○	
修理先が発行した修理費見積書または販売先が発行した代金領収書(*)		○		○	☆
破損した商品現物または損害状況写真(*)		○		○	○
印鑑証明書(*)		☆	☆	☆	☆
その他必要と認められる書類(*)		☆	☆	☆	☆

※(*)のある書類は原則として本紙が必要です。コピーしたものでは認められません。

※○は原則として必要な書類、☆は場合によって必要な書類です。

※「罹災証明および盗難届出証明書」は所轄の消防署・警察署で取り付けてください。
また盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。

※配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

※その他必要と認められる書類は、必要に応じ保険会社よりご連絡させていただきます。

※保険金請求があった場合、対象となる購入商品のカード利用代金のご返済について
引受保険会社へ通知します。

個人賠償責任保険

1.個人賠償責任保険とは 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカードの本人会員等が偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

※お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

2.被保険者 Orico Card THE PLATINUMの本人会員(家族会員を除く)資格を有する方(以下「会員」といいます)、会員の配偶者、会員またはその配偶者と生計を共にする同居の親族、会員またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

3.責任期間 オリコでの会員登録日の翌日以降より適用されます。会員登録日はカード送付時の台紙に記載しております。

4.保険金額と支払限度額

支払限度額	100万円
自己負担金	10,000円

※1回の事故につき、相手の方に支払うべき損害賠償金および費用(訴訟費用等)に対する保険金の限度額です。自己負担金額を控除してお支払いします。

5.保険の内容

補償の内容	保険金をお支払いする場合
損害賠償金	住宅(*)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、お支払いします。
訴訟費用	訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含む)ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。
その他費用	損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用等

※賠償金額・訴訟費用・その他費用の決定には、事前に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の承認を必要とします。

※(*)「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含む)、また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。

6.保険金をお支払いできない主な場合 次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、各保険金をお支払いしません。(1)故意によって生じた賠償責任 (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 (3)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容に起因する賠償責任 (4)被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 (5)被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 (6)被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 (7)被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 (8)被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 (9)自動車・原動機付自転車等の車両(原動力があつぱら人力であるものを除く)、航空機、船舶または、銃器(空気銃を除く)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (10)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

7.保険金の請求について (1)事故が発生した場合、事故発生日から30日以内に保険会社へお電話にてご連絡ください。事故の発生の日からその日の午を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(2)被保険者が法律上の賠償責任を負担する事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に保険会社の承認を

得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、保険会社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

8.準拠法および訴訟の提起 この補償を提供する保険契約の約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。また、保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

9.保険金の請求に必要な書類 保険金の支払事由に該当するご通知をいただいた場合は、保険会社から保険金請求手続きのご案内をいたします。保険金の請求内容により必要な書類が異なりますので、保険会社からご案内する書類を提出してください。

海外メディカルヘルpline

1.海外メディカルヘルplineとは 株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカードの会員(家族会員を含む)が旅行中のケガや病気でお困りの時にご利用いただけるサービスです。現地でのキャッシュレス治療の手配や医療通訳サービス等をご提供します。

2.サービスの対象者 Orico Card THE PLATINUMの会員資格を有する方(以下「会員」といいます)。本サービスは家族特約対象者は含まれません。

3.サービス内容 全て日本語で対応可能です。24時間365日対応します。

(1)キャッシュレス治療サービス サービス対象者が治療費をお支払いする必要がないキャッシュレス治療が可能な病院を紹介します。治療費は紹介する病院へ保険金としてお支払いしますので、現金払いは不要となります。

<キャッシュレス治療サービスの手続き方法>

① 「海外メディカルヘルpline」へ連絡

ご本人さま確認をさせていただきます。

- ・サービス対象のクレジットカードの番号
- ・氏名 住所 生年月日 等の確認
- ・資格の有効性の確認
- ・日本出国日 など

② お電話を切って、ご本人さまの確認・予約手配を行います。



③ ご本人さま確認が取れ次第、会員さまへご連絡し、キャッシュレス治療が可能な病院の紹介をいたします。



④ 指定した病院にて、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定、または病院備え付けの保険金請求書に必要事項をご記入ください。



⑤ これでお手続きは完了です。医師の治療を受けられます。

※海外メディカルヘルplineにご連絡されずに治療を受けた場合や、各国の状況や病院・医師の事情によりキャッシュレス治療サービスをご利用いただけない場合等は、治療費・医師の処方箋により別途購入する薬代等を会員さまに立て替えていただぐことがあります。

※キャッシュレス治療サービスで、実際にかかった治療費用が保険金額を超過する場合の超過部分、またはご加入の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用(妊娠、出産等に起因する疾病等)については、会員さまのご負担となります。

※ご旅行中はサービス対象のカードを必ず携帯してください。

(2)病院/医師の紹介・予約 ①症状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、病院/医師を紹介・予約。②宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡をとり、往診手配や救急車手配。③医療通訳サービス ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サービスを提供します。④ご家族等の救援者へのサポート 3日以上続けて入院された場合、病院へ駆けつけるご家族等の渡航のお手伝いをします。⑤治療経過管理 ①通院受診後のお客さまの回復状況、治療

内容を確認・フォロー。②入院の場合、適切な治療がなされているかを主治医と定期的にコンタクトし確認する。(6)緊急移送手配 ①事故現場への救急車・救急ヘリ・緊急医療チームの派遣手配。②チャーター機・付き添い医師/看護師の手配。③移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配。(7)退院後の帰国手配 ①帰国便の手配。日本の病院へ転院の場合、航空会社への患者搭乗手続きを行う。②主治医の指示に基づく付き添い医師/看護師の手配。(8)遺体送還手配 ①ご遺体の現地火葬手配。②ご遺体の日本への送還手配。

4.海外メディカルヘルpline連絡先(日本語対応・24時間対応)

ケガ・病気でお困りのとき、海外メディカルヘルplineサービス対象カードをお手元にご用意のうえお電話ください。

※最新の電話番号は当社Webサイト(<http://orico.jp/ptm>)をご参照ください。

会員の滞在地	電話番号	センター
アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203	アメリカセンター
メキシコ	001-855-835-2554	
ブラジル	0800-892-1256	
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から 804-673-1144 ※有料 アメリカ本土外から (1)804-673-1144 ※有料	
中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784	
香港	800-968-845	中国センター
マカオ	080-0382	
無料電話がご利用になれない場合	中国国内から 010-8447-5985 ※有料 中国国外から (86)10-8586-6149 ※有料	
台湾	00801-65-1166	
シンガポール	1800-3041756	
マレーシア	1800-80-1013	シンガポールセンター
無料電話がご利用になれない場合や、上記以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554 ※有料 シンガポール国外から (65)6535-5554 ※有料	
韓国	00798-651-7029	
インドネシア	001-803-65-7187	
フィリピン	1800-1-651-0065	
タイ	1800-600-234	タイセンター
ベトナム	12065143	
グアム・サイパン・オセアニア・アジア	ゲアム・サイパン 1877-232-0747	
オーストラリア	1800-553-152	
ニュージーランド	0800-44-9345	
無料電話がご利用になれない場合	タイ国内から 02-302-6535 ※有料 タイ国外から (66)2-302-6535 ※有料	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターまでご連絡ください。

会員の滞在地		電話番号	センター
欧州 アフリカ 中近東 ロシア	イギリス	0800-312-002	イギリス センター
	フランス	0800-90-84-60	
	イタリア	800-791-034	
	ドイツ	0800-182-3992	
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	イギリス 国内から 020-8840-8363 ※有料 イギリス 国外から (44)20-8840-8363 ※有料	
	各センターに連絡が取れない場合	海外から (81)3-3811-8127 ※有料 日本国内から 03-3811-8127 ※有料	東京 センター

●電話ご利用上の注意点

- *()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
- *無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」にするよう各センターにお申し付けください。
- *※有料の表示がある電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」とするよう各センターにお申し付けください。
- *無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金は会員負担となります。
- *地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
- *宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、会員負担となります。
- *各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(上記記載)」または、他のセンター(無料電話以外の電話番号)におかけください。
- *電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ転送される場合もありますのであらかじめご了承ください。
- *各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により、急な変更が生じことがあります。

「海外メディカルヘルプライン」は、引受け保険会社損害保険ジャパン日本興亜株式会社と「日本エマージェンシーアシスタンス株式会社」との提携により運営されています

5.コレクトコールのかけ方 (1)電話を受ける側が料金を負担する方式です。ご利用にあたっては宿泊施設のフロントにお申し出ください、現地の電話交換手呼出番号をダイヤルし電話局の電話交換手を呼び出したうえ、下記の要領でお申し込みいただきます。

国内コレクトコール	電話交換手におかけになりたい都市名と電話番号をお申し出ください。
国際コレクトコール	電話交換手におかけになりたい国名・都市名と電話番号をお申し出ください。

(2)電話交換手は、現地語または英語を話します。(3)地域・電話機の種類・宿泊施設によつては、コレクトコールが利用できない、もしくは、利用可能であっても利用料が必要となる場合があります。なお、その費用は会員負担となります。

※コレクトコールが利用できない場合は、ダイヤル直通(有料)にてお電話ください。

(参考)コレクトコールを申し込み場合の英会話例

グアムにいる東洋太郎さんが、シンガポールセンターにコレクトコールを申し込む場合

O : Operator / T : Mr.TOYO (英語)	交 : 交換手／東：東洋さん (日本語訳)
O This is the overseas operator.	交 国際電話局です。

T	I want to make a long distance collect call to Singapore.	東	シンガポールへコレクトコールをお願いします。(※1)
O	What number are you calling ?	交	何番をお呼びですか。
T	I'm calling 6535-5554 Singapore.	東	シンガポール6535-5554です。
O	Singapore 6535-5554 ?	交	シンガポール6535-5554ですね。
T	Yes.	東	はい。
O	May I have your name and telephone number ?	交	あなたのお名前と電話番号をどうぞ。
T	This is Mr.Taro Toyo at Guam123-4567.	東	グアム123-4567の東洋太郎です。
O	Mr.Toyo. Who would you like to talk to ?	交	東洋さんですね。相手のお名前をどうぞ。
T	I'd like to talk to SOMPOJAPAN Kaigai Medical Help Line.	東	損保ジャパン日本興亜・海外メディカルヘルplineとお話ししたいのですが。
O	All right. We'll call you back. Will you hang up and wait, please ?	交	わかりました。お呼びかえします。お切りになってお待ちください。※2
T	Thank you.	東	ありがとう。(電話を切る)

電話を切ってしばらく待つと、電話交換手が呼びかえしてくれます。

T	Hello.	東	もしもし。
O	This is an overseas telephone operator. Is this Guam 123-4567 ?	交	国際電話局です。グアム123-4567ですか？
T	Yes, it is. This is Mr. Toyo speaking.	東	はい。そうです。東洋ですが。
O	Will you hold the line, please ?	交	そのままお待ちください。

電話交換手は、相手の料金支払いの承諾を得たのち、つないでくれます。

O	Thank you for waiting. SOMPOJAPAN Kaigai Medical Help Line is on the line. Go ahead, please.	交	お待たせいたしました。損保ジャパン日本興亜・海外メディカルヘルplineがお出になりました。どうぞお話し下さい。
---	---	---	--

※1 最初の交換手から国際電話の電話交換手につなぐ場合があります。そのときはもう一度最初からお話し下さい。

※2 公衆電話の場合や、地域によっては電話交換手が電話を切らずにそのまま相手先につなげる場合もあります。

6.ダイヤル直通電話(有料) 電話をかける側が料金を負担する方式です。「有料電話でかけていることと「折り返し先の電話番号」をお申し出いただければ、各センター・オフィスよりおかけ直しいたします。

国内ダイヤル直通	同じ国内でダイヤル通話をする方式で、日本で普段使用されているように、コインを入れてダイヤルしていただければ通話できます。 ※地域によってはおかけして電話がつながってからコインを入れる場合もあります。
国際ダイヤル直通	2つの国にまたがってダイヤル通話をする方式で、以下のようにおかけください。 (発信地の国際電話識別番号) + (相手の国番号) + (電話番号)